

令和7年度 保育施設・事業所利用申込みについて（一斉募集）

【利用申込書の受付について】

※インターネットから事前に面接日時の予約をお願いします

- ・今年度の利用申込みにかかる受付・面接は、混雑を緩和するため、インターネットからの事前予約制としますのでご協力をお願いします。
- ・港区ホームページまたは下記の QR コードより「大阪市行政オンラインシステム」にアクセスのうえ、システム利用登録していただき、面接日時の予約をお願いします。



スマートフォン等から申請いただけます。
インターネット環境がない方はお問合せください。

【予約開始】 令和6年9月9日(月) 9時～

【受付・面接期間】 令和6年10月1日(火)～10月15日(火)（土日祝除く）

午前					午後								
9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
各時間とも3組まで。所要時間は20分程度です。													

【場 所】 港区役所4階401・402会議室

- ・保育施設等での受付は実施しておりませんのでご注意ください。
- ・港区外に居住の方については、居住地の保育業務担当窓口へ提出してください。
- ・保育を必要としない3～5歳の認定こども園の入園に関しては、各園に直接お問い合わせください。

【面接にあたって】

- ・受付の際に面接を実施しますので、対象となるお子さまと一緒にお願いします。
- ・面接は、利用申込書と同時に申し渡している「利用調整調査票（その1）（その2）」をもとに行います。
事前に必要事項のご記入をお願いいたします。

【必要書類】

- ① 利用申込書（子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書）
- ② 利用調整調査票（その1）（その2）
- ③ 個人情報に係る同意書及び利用申し込みに係る確認書
- ④ 個人番号記載用紙
- ⑤ 保育が必要な理由を証明する書類（就労証明書等）
 - ・「令和7年度 保育施設・事業利用の案内」をよくお読みのうえ、必要事項を記入してください。
 - ・「保育が必要な理由を証明する書類」の取得に時間がかかり、期間内での提出が困難な場合は、必ず期間内に本書記載の担当までご相談ください。
 - ・20歳以上65歳未満の同居親族（祖父母・おじ・おば・きょうだい）または保護者の居宅からおおむね1km圏内に居住している65歳未満の祖父母についてもそれぞれ保育が必要な理由を証明する書類「保育理由証明及び申告書」が必要です（未提出の場合は減点となります）。
 - ・お子さまの状況に応じて、【対象児童用診断書】の提出が必要となる場合があります。

【保育施設の変更・追加書類の提出について】

- ・ 令和6年11月15日（金）17時30分までに、区役所の32番窓口へご提出ください。
- ・ 郵送の場合は、11月15日（金）必着。

※これ以降の提出となったものについては、2次調整への反映となります。

【利用調整（選考）について】

- ・ 利用申込者が利用可能数を上回った場合は、算出したポイントをもとに令和6年12月より利用調整を行います。なお、面接終了後に就労状況等の実地調査を行う場合もありますのでご了承ください。
 - ・ 利用調整の途中経過等については、お答えできません。
 - ・ 受付期間（令和6年10月1日（火）～10月15日（火））以降の利用申込書の提出については、どのような理由であっても2次調整の対象となりますのでご注意ください。
- なお、2次調整の受付は、令和7年1月10日（金）～2月7日（金）までです。

【保育料（利用者負担額）について】

- ・ 市町村民税額を用いる算定方法です。本市の課税台帳を閲覧して決定しますので、税書類のご提出は原則不要となります。

ただし、令和6年1月2日以降に他市町村から本市に転入された方については、市民税課税証明資料（令和6年度課税証明書等）が必要となります。

【結果通知の送付について】

- ・ 令和7年1月27日（月）に発送予定です（支給認定証も同時期に発送予定です）。
- ・ 利用調整結果について、お電話でのお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

< お 問 合 せ >

〒552-8510 大阪市港区市岡1丁目15番25号（港区役所3階32番窓口）

大阪市港区役所保健福祉課福祉グループ（保育担当）

TEL06-6576-9851 FAX06-6572-9514